

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6.12.11	R6.12.25	対応記録表（対応日 令和6年4月4日）	1	1															(1) 法人名 条例第7条第3号 法人に関する情報であり、公にすることにより、法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるため (2) 氏名 条例第7条第2号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (3) 公にされていない内線番号 条例第7条第6号 不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局経理部総務課
2	R6.12.5	R7.12.17	・令和5年4月1日付建築工事積算標準単価（一次単価） ・令和5年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） ・令和5年4月1日付電気設備工事積算標準単価（一次単価） ・令和5年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛） ・令和5年4月1日付機械設備工事積算標準単価（一次単価） ・令和5年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛）	10247	1																財務局建築保全部技術管理課
3	R6.12.11	R6.12.25	対応記録表（対応日 令和5年10月13日）	1	1															公にされていない内線番号 条例第7条第6号 不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局建築保全部庁舎管理課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。